

議長10番 奥富

1. 横田基地について

(1) オスプレイの事故、安全性への疑問について

では、通告に基づき一問一答方式で、一般質問をさせていただきます。1. 横田基地について(1) オスプレイの事故、安全性への疑問について、お聞きします。

①安全性について、「徹底した調査が行われ、特定された事故原因については、設計の一部変更や追加的な訓練の実施などを行い、全て対策済みである…」 「安全性は確保されています」と、平成27年、2015年5月12日に防衛省から説明されました。しかし、その直後にハワイでの墜落事故、翌年にはメリーランドでの事故と続いています。何よりも、2010年の最大事故4人の死者は事故原因不明です。どうして全て対策済、安全だと主張できるのでしょうか? どのような根拠が示されたか

②2010～12年米会計年度までのクラスA～Dの事故が90.4時間に1件発生していることなど、ヘリモードや転換モードの飛行中にほとんど全ての事故が集中しています。私も目撃していますが、基地周辺住宅地上空ですでにヘリモード、転換モード飛行が行われているので、危険です。絶対に基地の中で転換モードを完結させるべきです。オスプレイの事故危険度が高い編隊飛行も避けていただきたい。これらについて、どのように説明を受けているか

③CV22オスプレイの平成28年、2016年9月末現在など直近の数値と、年度別に事故率の変化を示した飛行時間と事故率を明らかにされているか。クラスAの事故報告書、クラスB、クラスCについては時間と件数のリストを入手しているか

④あってはならないことだが、CV22オスプレイが墜落し、死傷者があり、住宅等が損害を受けた場合、だれがどのような形で責任をとることとなるのか

以上、4点についてお聞かせください。

議長10番 奥富

(1) オスプレイの事故、安全性への疑問について (2回目)

①加藤市長が、これで十分な根拠が示されたとは考えてない、引き続き国に対して安全性について説明を求められるとのお答えですので、市民の安全・安心を守る立場から是非、厳しく説明を求めてください。

②住宅地上空での転換モードを行わないことは、明らかに現在でも守られていません。

私の目からも目撃していますし、埼玉県の日高市街上空での転換モードの報告も、受けています。厳重に守るよう求めていただきたい。

オスプレイは編隊飛行により事故率を押し上げる要素となっています。後続機が前を飛行したオスプレイの作り出す乱気流に巻き込まれ、安定を奪われる墜落事故を何度か起こしています。アメリカ国内での訓練は全て基地の中で行われているので、事故は当然基地の中でしか発生していません。C130などのように福生市の上空などを編隊飛行は、絶対避けていただく必要があります。これは強く要請してください。

③平成27年9月末現在、約5.1万時間とは、全然現在に近い数字ではありません。しっかり、現在の数字の報告を求めていただきたい。

クラスAの事故報告書、クラスB、クラスCについては時間と件数のリストの提供を求めておられるか、お聞かせください。

④仮定の話にお答えは困難とのこと。そこで、CV22が配備されるに当たって、事故時の国の補償をどのように設定するか、これは求めても良いのではないか。福島原発事故は絶対に起きない想定で、現実に起きて苦しんでいます。この教訓に学ぶなら、配備が既定の事実とするなら、当然に今から補償について、確認しておくべきと思います。

①②は要望にとどめます。③と④について、お聞かせください。

議長10番 奥富

(1) オスプレイの事故、安全性への疑問について (3回目)

③安全性に関しては、これまで同様引き続き国に対して、情報提供を求めていかれるということですので、直近の数値などしっかり求め、把握されるよう要望いたします。

④仮定の話ですむ問題ではありません。福島原発の事故は万万が一起きないはずで起きました。一方、現に、オスプレイは毎年のように事故を起こしています。アメリカ本土では基地の中ですが、日本では私達が生活するすぐ、頭上を旋回することになるので、相当の補償について事前に確認が必要です。自然災害以下の補償で扱われて良い問題ではなく、国策上で行われるのですから、当然しっかり締結されるべき問題だと述べて、次に移ります。

(2) 騒音と低周波騒音の人体への影響不安について

(2) 騒音と低周波騒音の人体への影響不安について、お聞きします。

①CV22の横田基地配備は、横田基地が運用する航空機の機種変更ではなく、10機純増することに着眼が必要です。誘導灯付近の測定によれば、離発着件数が2012年度の8,076回から3,061回増加し、2013年度は11,137回を記録しました。この2013年度以来、14年、15年度と3年連続の高止まり状態が続いています。その上に、オスプレイ10機が純増で、さらに増加することです。たとえ他機種と同等でも、騒音被害はひどくなる一方であることについて

②「回転翼機は垂直離着陸及びホバリングの際、最も高いレベルの低周波音を発生させる。低周波音の曝露^{ばくろ}に起因する不快感及び様々な物理的影響が示されてきたが、主張には賛否両論がある」と、横田「環境レビュー」でも低周波騒音の発生に言及されています。

「環境影響評価書」のオスプレイ飛行時における低周波音圧レベルを示した図表でも、CH53(ヘリ)と比較して、10Hz～50Hzあたりの音圧レベルが突出しています。

通常、人の耳で聞こえる可聴周波数の範囲は20Hz～20kHzです。低周波音とは100Hz以下の音で聴覚は低音域になるほど感度が鈍く聞こえにくくなる特性があります。しかし、音圧レベルが100dBを超えると低周波音を感じ始めるといわれています。

長い期間この低周波音に晒^{さら}されていると、頭痛、イライラ、不眠、肩こり、動悸、耳鳴り、しびれ、だるさ、微熱、食欲不振などの不定愁訴がおこるといわれます。様々な自覚症状があるのに、検査をしても原因が特定できない状態です。

低周波音被害の症状は数週間から半年後程度の潜伏期間の後に現れ、時間の経過とともに鋭敏化していくと報告されています。さらに深刻なのは、壁や天井、窓ガラスの二重化などの防音対策(防音工事)は通常の騒音対策には一定程度有効ですが、この低周波には効果がありません。

2010年福岡高裁那覇支部では、「米軍機騒音に含まれる低周波音による心身への被害を認定することは合理性が認められる」とし、「低周波音が含まれることで、精神的苦痛が増大させられている」と判断して、回転翼機特有の低周波音と心身への被害の因果関係を初めて認定しました。

基地周辺住民の健康を守る為に、CV22配備に限らずオスプレイは配備すべきではないと考えますが、低周波音への不安をなくす対策はどのように考えているか

被害が認められる場合の被害補償及び、米軍に対して是正を求めることはできるか
③木更津でオスプレイと自衛隊大型ヘリCH47Jとの騒音比較し、静かだったとのことですが、騒音測定器は騒音をマイクで電気信号に変え分析します。問題はマイク

の周波数特性にあり、マイクが低周波をきちんととらえる性能があるかどうか、検証が必要です。

防衛省が今回測定値を公表されていますが、これに併せて騒音測定器のマイクの周波数特性の図、横軸が周波数、縦軸が感度 d B のグラフとなっているものの公表や、沖縄における低周波音影響の数値情報、配備後の予測数値について、情報提供を受けているか

④人体への影響、自然への影響、動物・植物への影響が及ばないことの科学的証明を示すことを、防衛省等に求めることについて

以上、4点についてお聞かせください。

議長 10番 奥富

（2）騒音と低周波騒音の人体への影響不安について （2回目）

①基地に起因する騒音、②オスプレイの起こす低周波音の懸念については、引き続き対策を要請されるとのことでした。

③マイクが低周波をきちんととらえる性能があるかどうか、沖縄における低周波音影響の数値情報、配備後の予測数値などについて、しっかり求めることや、④影響が及ばないことの科学的証明を示すよう防衛省等に求めることを要望して、次に移ります。

（3）環境調査を米基準通り実施、公表することについて

米国は1969年「国家環境政策法」NEPA（National Environmental Policy Act）を制定し、米国内の環境保全を政府に義務付けています。政府の行為や立法が環境に重大な影響を与える懸念がある場合は、環境アセスメント（事前影響調査）の報告書が作成されます。米国内でオスプレイが配備される場合には、必ず事前に基地周辺の

事前影響調査報告書が作成されて、住民と軍当局の話し合いが行われます。当局による一方的な「説明会」ではありません。

米国は全世界的な規模で軍隊を展開・配備していますが、海外での米軍による環境破壊を防止するために、環境に重大な影響を及ぼしそうな軍の活動に関しては、環境アセスメントを行うという大統領令、国防総省令が1979年に制定されています。

普天間飛行場へのオスプレイ配備に際して、そして横田へのCV22配備に向けて公表された「環境レビュー」には、このような米国政府の政策的な背景があります。ところで、海外版アセスメントには2つの方式があります。

①環境スタディ(環境調査)…米国と対象国が実施する大規模なもの

②環境レビュー(環境審査)…米国単独で実施する簡易なもの

地元公聴会などは実施しないと言うものです。環境レビューは米国内での基準と比較すると大幅に緩やかなもので、環境に配慮するという姿勢を一方的に示すだけの意味合いしかありません。自治体や住民の意見などを一切受け付けない「環境レビュー」は、米軍が恣意的に作成した文章ですから、横田基地の米軍の行動に規制を設けることなく、なんら影響を与えるものではありません。

さらに、横田「環境レビュー」は、普天間にMV22オスプレイが配備される際に公表された普天間「環境レビュー」と比較しても、欺瞞と隠蔽に満ちたものです。

CV22の飛行ルート、訓練内容、特殊作戦部隊の任務の説明などが省かれ、環境に「特段の重大な影響はない」という、はじめに結論ありきの内容になっています。

現実には、米本土ニューメキシコ州キャノン空軍基地に、米空軍特殊作戦部隊の第27特殊作戦航空団が配備されています。2012年、この部隊がニューメキシコ州コロラド州にまたがる約6万平方マイルの山岳地帯で、MC130、CV22の夜間低空飛行訓練(最低高度150m)を計画し、同計画の「環境影響評価案」を作成しま

したが、地元住民や環境保護団体の強い反対にあい、棚上げ状態になってしまいました。ハワイなどでもオスプレイの訓練にストップの住民の意思が示され、米国内では低空飛行訓練が実施できにくい状況があります。

米国で許されないことを日本で許されて良いはずが無いと考えます。

環境調査を米基準通りにきちんと実施し作り直し、公に発表し明確するよう求めるべきです。加藤市長のお考えをお聞かせください。

議長10番 奥富

(3) 環境調査を米基準通り実施、公表することについて (2回目)

やり直しを求める性質ではないではなくてです。米基準の具体例を紹介すると、最終環境影響評価書と決定書において、「考古学的資源への影響を懸念」し、カラウパ空港(モロカイ島)とウポル空港(ハワイ島)での訓練を計画から「除外」しました。

これは、騒音や安全性への地元住民の懸念と、生態系への影響に配慮した結果であるとされています。具体的な理由としては、オスプレイの離着陸時に発生する下降気流(ダウンウォッシュ)が環境に与える影響が示され、ウポル空港に関しては初代国王のカメハメハ1世^{せいたんち}生誕地の1.6kmと、近くにあることが計画変更の理由とされた例です。

ニューメキシコ州キャノン空軍基地でも、オスプレイ低空飛行訓練計画について、国家環境政策法による「環境評価書案」(DEA)が作成されましたが、その後の住民説明会やパブリックコメント期間において、地域住民からの計画への懸念が出て、最終的に米空軍は、計画を取り下げています。

いずれも、福生市のような人口密集地で無いことは、お分かり頂けると思います。

なんの科学的根拠もなしに、市民の意見も聞かないで、福生市民の命や財産を提供

してしまうのか、そんな屈辱的状态を受け入れて良いのか？

アメリカと同様の環境評価の実施がなければ、福生市としては受け入れられないぐらいのことは、主張して良いのではないかと言うことを述べて、次に、移ります。

(4) オスプレイに関する質問主意書・答弁書に関連して

飛行範囲について、横田環境レビューには6つの訓練空域が含まれていないなど、不明確な部分が多いのが特徴です。2015年当時の中谷防衛大臣の記者会見で、低空飛行訓練、夜間飛行訓練を行うと述べています。その一方で、2015年5月12日に、当時の中谷防衛大臣は「全ての日米間の合意を順守していきます。低空飛行訓練につきましても、原則として、地上から500フィート、約150m以上の高度で飛行するということとされておりまして…」と述べています。

そこで、①飛行範囲は示された範囲内で納まるのか、C-130エリア内に収まっていないことをアメリカ軍自身が明らかにしていますが、この点はどうでしょうか

②飛行高度の問題、米軍のCV22作戦手順書によれば、30m、15mでの飛行訓練記載があります。オスプレイの飛行高度について確認させていただきたい

③午後10時から朝6時までの夜間訓練は行わない。「横田騒音規制」などの協定厳守が貫かれると考えてよいか

④低空飛行訓練、夜間飛行訓練を行う事について、詳細な説明をお願いしたい。通常の離発着訓練も含め、想定でどの程度となるか、こうした説明の可否について

⑤併せて事前通告、離発着記録及び公表を継続されるか確認したか

⑥横田基地周辺においてタッチアンドゴー訓練、ローパスを伴う訓練、旋回飛行訓練、パラシュートによる人員降下訓練や物資投下訓練についても具体的に示されているか以上、6点について、お聞かせください。

議長10番 奥富

(4) オスプレイに関する質問主意書・答弁書に関連して (2回目)

①既存^{きそん}というのが曲者で、どこでも飛びたいところを飛びますよと、ならないことが必要です。住宅地上空での飛行訓練をできるだけ控えるという協定を、遵守されるよう求めて行く考えはあるか

②原則として地上から150[㍎]以上の高度で飛行とのお答えです。日本の航空法では、人口密集地の住宅地上空は、300[㍎]以下の高度は飛行出来ません。最初から、それは守られないということでしょうか?

原則としてなので、場合によっては飛行高度30[㍎]、15[㍎]もあると言うことか?

日本国内、横田基地周辺では、やらないということになるかと、確認したか?

③夜間帯を避けることは現在において、必ずしも守られていないので、更に厳守を求める必要があります。

④低空飛行訓練などの詳細は、国も把握していないとのことです。是非、福生市として強く求めてください。

⑤事前通告、離発着記録の継続についても強く要請されるようお願い致します。

⑥CV22の運用面は求められるとのことですので、お願い致します。

①と②について、3点についてお聞かせください。

議長10番 奥富

(4) オスプレイに関する質問主意書・答弁書に関連して (3回目)

①今後も引き続き、日米合同委員会合意の遵守を求めて行かれるということです。

②お答えいただいたように、11月25日に北関東防衛局に全議員で説明を受けに行った際に、私の再質問の中で30[㍎]、15[㍎]の件を伺ったところ、日米合意を遵守す

る。日本国内ではしないと、お聞きいたしました。これは是非信じたいと思います。

しかし、住宅密集地にあるこの福生市の上空を少なくとも150^{メートル}の高度で飛ぶ事態はあるということになります。全長約17.5^{メートル}、全幅約25.8^{メートル}、25^{メートル}プールのような大きな物体が、私達の生活する福生市内上空・頭上を、幅の約6倍程度の高度を飛行する事、それ事態が大変なことだと思います。

最近、飛来しているオスプレイは300^{メートル}以上程度の高度、市内上空で^{おおよそ}大凡保っていたと思います。少なくともその半分の高度は日常的に経験することになる。

騒音も、危険も迫ってくる。しかも、いまの時点では、何の補償もなく、国防のために我慢しろ。とても我慢できる状況では無いと述べ、次に、

2. 自由広場の貸付事業（住宅建設）についてに

移ります。